

募集

母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父などのパソコン講座

母子家庭の母などで就業を希望する人を対象に、パソコン技能（ワード、エクセル、インターネット、会計ソフトなど）の講習会を開催します。

▼講習期間 5月14日（木）～8月13日（木）の毎週火曜日と木曜日 10時～16時（全26回）
※8月11日（火）を除く。

▼対象者 母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父、母子家庭の児童、父子家庭の児童で、全日程出席できる人

▼募集人員 20人（応募多数の場合は選考して決定）

▼受講料 無料（教材費や検定料などは自己負担）

▼場所 県母子家庭等就業・自立支援センター（松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル1階）

▼申し込み方法 印鑑（シャチハタ不可）と▽母子家庭の母は児童扶養手当証書か母子家庭医療受給者証▽寡婦は寡婦であることを証する戸籍謄本▽父子家庭の父は児童扶養手当証書▽母子家庭の児童は母子家庭医療受給者証▽父子家庭の児童は戸籍謄本を持って、町福祉課児童福祉係へお越しください。

▼締め切り 4月22日（水）

※受講決定は、5月上旬ころ郵送※満1歳以上未就学児の託児（住民税非課税などの場合は無料）もできません。申し込みのときに保育依頼書を提出してください。

※講習場所には自家用車で来場することはできません。

問 県母子家庭等就業・自立支援センター

☎ 907-3200

第1回男女共同参画フォトコンテスト2015

家庭、職場、学校、地域で男女がいきいきと活動している、男女共同参画にふさわしい愛顔（えがお）あふれる写真を募集します。詳しくは県ホームページをご覧ください。

▼対象 県内在住の人
※プロの写真家を除く。

▼締め切り 5月29日（金）必着

消費者力アップ通信

美容医療サービス
契約は慎重に！

【相談事例】

「二重まぶたに安くできる」という広告を見て美容外科に行った。しかし、「その安い方法では効果がない」と言われ、別の高額な施術を勧められ、予約金を支払って契約した。当日になって、怖くなりキャンセルを申し出ると施術料の5分の4に当たる高額な解約料を請求された。

【アドバイス】

- 美容医療サービスの多くは自由診療で保険適用がなく、高額な契約になりがちです。施術内容、価格、リスクや施術結果の見通しについて、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断するようにしましょう。
- 説明や料金に納得できなかつたり、施術に不安を感じたりしたら、その場で契約してはいけません。契約後に施術を受けるのをやめた場合は、高額な解約料を請求されるケースがあります。

安心して役場の相談窓口にご相談ください！

相談は秘密厳守。匿名でも相談できます。情報提供も受付中です。

▷消費者ホットライン ☎ 0570-064-370（9時～17時）

▷消費生活相談窓口（産業課内）☎ 985-4120

毎週火曜日、第1金曜日は専門の相談員が対応します。

● 4月の納税 ●

固定資産税 第1期・全期

納期限は 4月30日（木）

◎納期限内にお納めください◎

口座振替は 4月27日（日）

町県民税・国民健康保険税（特別徴収分）4月期分は年金支給日に差し引き納付となります。

人のうごき

（H 27.2.28 現在）

区分	人口	前月比
男	14,740	+1
女	16,357	-9
合計	31,097	-8
世帯	13,090	+11

▼申し込み方法 氏名（フリガナ）、住所、電話番号、年齢、性別、写真のタイトル、写真のエピソードやコメント（150字以内）を記入し、郵送、メールか持参してください。

▼申込先・問い合わせ

〒790-8570

松山市一番町四丁目4-2

県男女参画・県民協働課

☎ 912-2332

メール danjokuyodo@pref.ehime.jp